

(監査委員事務局：監査の結果及び監査意見に関する公表（定期監査）)

監査委員公表第701号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づき提出したその報告に添える意見を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

大分県監査委員 長谷尾 雅 通  
大分県監査委員 長野 恭 子  
大分県監査委員 鴛海 豊  
大分県監査委員 戸高 賢 史

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

- (1) 令和3年度における財務に関する事務の執行
- (2) 前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月までの財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和4年6月22日から令和5年1月26日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	46
教育庁及び教育機関	69
警察本部	16
合計	131

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した131機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり29機関において、7件の指摘事項及び25件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・福祉保健部)	
中部保健所由布保健部	旅費について、ETCカードによる有料道路の利用及び法人カードによる有料駐車場の利用を行い、県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が認められた。
南部保健所	収入事務について、令和元年度の監査において指摘されたにもかかわらず、処置票領収書を表紙から切り離して使用し、使用中及び使用済み領収書には交付日及び使用者職氏名などを記入せず、現金出納表には1日分の受入れ及び払出しをまとめて記入するなど、依然として不適正な現金出納事務が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター農業研究部	農林水産研究指導センター農業研究部ビニールハウス設置等工事について、最低制限価格の設定が必要な建設工事であるにもかかわらず、最低制限価格を設定せず入札執行している事例が認められた。
農林水産研究指導センター水産研究部	調査船さざなみの代船賃貸借に係る契約事務について、事業実施伺及び一般競争入札の公告で示した賃貸借期間を入札後、契約書作成の段階で開始日を6か月延期するなど、一般競争入札に付した業務内容を変更して契約を締結している事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
爽風館高等学校	建築物環境衛生管理委託業務の産業廃棄物処理業務について、契約書に定めた再委託手続を行っていなかったこと、廃棄物関係法令に定められた産業廃棄物の種類・数量、運搬の最終目的地の所在地等が契約書に記載されていなかったこと、産業廃棄物管理票(マニフェスト)が作成されていない事例が認められた。
中津北高等学校	資金前渡口座での口座引落しで支払う電話料について、支払事務を失念したので資金前渡で納付書払とすることとしたが、手続を誤

	り再度支払いが滞り、当該資金前渡資金を返納しないまま、別途現金での支払いを行っていた事例が認められた。
竹田支援学校	竹田支援学校発電機更新工事の最低制限価格について、「最低制限価格の運用及び事務処理について」の一部改正通知を見落とし、従前の算定式で計算し算定に誤りが認められた。

## 2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・総務部)	
総務事務センター	支給済みの扶養手当について、令和3年5月に遡って資格の喪失認定を行ったため、返納処理が必要となったにもかかわらず、過年度分については未だ返納処理が行われていない事例が認められた。
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	<p>公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額なことが認められた。</p>
中部保健所	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
西部保健所	生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額は依然として多額なことが認められた。
(知事部局・生活環境部)	
動物愛護センター	県有財産貸付契約について、大分県契約事務規則第5条第3項に定める契約保証金を免除できる場合に該当しないにもかかわらず、契約保証金を納付させていない事例が複数認められた。
(知事部局・商工観光労働部)	
観光局観光政策課	令和2年度インバウンド推進体制整備事業委託（精算を伴う委託）について、著作権の帰属に関する条項の記載漏れや再委託（再々委託）の手續漏れなどの事例があった。また、契約で求める受託者からの事業計画書において、事業内容及び経費が詳細に記載されていない事例が認められた。
大分県立工科短期大学校	レーザープリンタ用のトナーなどの物品の購入について、物品納品後に支出負担行為を行っている事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター水産研究部	郵便切手の購入について、年度内に使用する見込みのない数量を年度末に購入するなど、不適切な予算執行の事例が認められた。
玖珠家畜保健衛生所	ダイオキシン類の測定契約について、測定業務の資格を持たない業者と随意契約をしたこと及び受託業者が測定業務を再委託してい

	たにもかかわらず、再委託の手続が行われていなかった事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
大分教育事務所	会計年度任用職員の通勤費用について、回数券販売終了後、日額の改定を行わず過小に支給している事例が認められた。
大分県立図書館	行政財産目的外使用許可について、許可面積の算定を誤ったことなどにより、使用料及び庁舎等管理費を過大に徴収していた事例が認められた。
別府鶴見丘高等学校	高速道路を利用して通勤していた職員の通勤手当について、当該職員が月の途中で転居したことにより、それ以降高速道路を利用しなくなった場合に、当該月の通勤手当に係る特別料金等加算額を誤っていた事例が確認された。
大分舞鶴高等学校	第一グラウンド駐輪場塗装工事と教室北側駐輪場塗装工事について、同種工事で予算令達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
大分雄城台高等学校	第二グラウンド外柵フェンス改修工事について、予定価格が250万円を超えているにもかかわらず、随意契約とした事例が認められた。
	南自転車置き場塗装他工事、南駐輪場仕上げ工事、北自転車置き場塗装他工事、北側駐輪場仕上げ工事について、同種工事で予算令達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
情報科学高等学校	3Dスキャナ操作用パソコンを紛失していた事例が認められた。
佐伯豊南高等学校	給与の支給について、給与総額から口座振替手数料を控除した金額を本人口座への振込により支払ったため、賃金の全額払いとなっていない事例が認められた。
玖珠美山高等学校	駐輪場屋根・鉄部外塗装改修工事と渡り廊下鉄部外塗装改修工事について、同種工事で予算令達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
宇佐産業科学高等学校	駐輪場塗装工事と渡廊下塗装工事について、同種工事で予算令達が同時期であり、契約方法や工期等を工夫すれば競争性を担保した一括発注（指名競争入札）が可能であった事例が認められた。
臼杵支援学校	消火埋設管敷設替工事について、建設工事請負契約書に完成通知を受けた日から14日以内に検査を完了しなければならないとされているにもかかわらず、14日を超えて検査（竣工審査）を実施している事例が認められた。
(警察本部)	
大分中央警察署	パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

大分東警察署	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
別府警察署	パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
中津警察署	扶養手当について、扶養親族の収入状況の確認が不十分であったため、基準額以上の収入があった月分の手当を返納していない事例が認められた。

### 3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局・総務部)	
総務事務センター	令和5年1月17日から1月20日
大分県東部振興局日出水利耕地事務所	令和4年9月14日
大分県豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	令和4年9月22日
大分県豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	令和4年9月22日
(知事部局・企画振興部)	
大分県東京事務所	令和4年9月9日、令和4年10月7日
大分県大阪事務所	令和4年10月7日、令和4年11月9日
大分県福岡事務所	令和4年11月18日、令和4年12月22日
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	令和4年12月7日、令和5年1月24日
東部保健所国東保健部	令和4年12月7日、令和5年1月24日
中部保健所	令和4年12月13日、令和5年1月17日
中部保健所由布保健部	令和4年12月13日、令和5年1月17日
南部保健所	令和4年12月9日、令和5年1月20日
豊肥保健所	令和4年12月19日、令和5年1月26日
西部保健所	令和4年12月8日
北部保健所	令和4年12月6日、令和5年1月19日
北部保健所豊後高田保健部	令和4年12月6日、令和5年1月19日
二豊学園	令和4年9月26日
こども・女性相談支援センター	令和4年9月26日
中津児童相談所	令和4年9月2日
こころとからだの相談支援センター	令和4年9月22日
(知事部局・生活環境部)	
衛生環境研究センター	令和4年11月15日
動物愛護センター	令和4年12月14日
食肉衛生検査所	令和4年12月2日、令和5年1月10日
消防学校	令和4年10月14日
(知事部局・商工観光労働部)	

観光局観光政策課	令和4年6月22日、令和4年8月18日
産業科学技術センター	令和4年11月25日
大分県立工科短期大学校	令和4年10月25日
大分高等技術専門学校	令和4年11月11日
佐伯高等技術専門学校	令和4年11月29日
日田高等技術専門学校	令和4年9月13日、令和4年10月20日
竹工芸訓練センター	令和4年12月1日、令和5年1月24日
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター	令和4年12月8日から12月9日
農林水産研究指導センター農業研究部	令和4年12月8日から12月9日
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	令和4年9月9日、令和4年10月25日
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和4年10月5日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	令和4年10月5日
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和4年12月21日
農林水産研究指導センター林業研究部	令和4年9月29日
農林水産研究指導センター水産研究部	令和4年11月16日
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	令和4年9月21日、令和4年11月2日
大分県立農業大学校	令和4年12月8日
大分家畜保健衛生所	令和4年9月9日、令和4年10月19日
豊後大野家畜保健衛生所	令和4年9月20日、令和4年10月19日
玖珠家畜保健衛生所	令和4年12月21日
宇佐家畜保健衛生所	令和4年9月30日、令和4年10月31日
(知事部局・土木建築部)	
玉来ダム建設事務所	令和4年9月6日、令和4年10月21日
(教育庁及び教育機関)	
中津教育事務所	令和4年9月1日から9月2日、 令和4年10月20日
別府教育事務所	令和4年9月15日から9月16日
大分教育事務所	令和4年9月14日から9月16日、 令和4年12月19日
佐伯教育事務所	令和4年9月15日から9月16日
竹田教育事務所	令和4年9月6日から9月7日、 令和4年10月21日
日田教育事務所	令和4年9月26日から9月27日
教育センター	令和4年11月17日、令和4年12月19日
くじゅうアグリ創生塾	令和4年10月12日、令和4年11月7日
大分県立図書館	令和4年12月20日

香々地青少年の家	令和4年10月11日、令和4年11月22日
九重青少年の家	令和4年10月11日
歴史博物館	令和4年11月17日
先哲史料館	令和4年12月20日
埋蔵文化財センター	令和4年11月29日
高田高等学校	令和4年10月21日、令和4年11月22日
国東高等学校	令和4年11月16日
杵築高等学校	令和4年12月6日
日出総合高等学校	令和4年10月4日、令和4年11月2日
別府鶴見丘高等学校	令和4年11月30日
別府翔青高等学校	令和4年11月30日
大分上野丘高等学校	令和4年10月26日、令和4年12月21日
大分舞鶴高等学校	令和4年10月26日、令和4年12月15日
大分雄城台高等学校	令和4年10月26日、令和5年1月10日
大分南高等学校	令和4年11月10日、令和4年12月15日
大分豊府高等学校	令和4年10月27日、令和4年12月15日
大分工業高等学校	令和4年10月27日、令和4年12月19日
大分商業高等学校	令和4年10月27日、令和4年12月13日
芸術緑丘高等学校	令和4年11月1日、令和4年12月13日
大分西高等学校	令和4年11月1日、令和4年12月13日
爽風館高等学校	令和4年12月7日
大分鶴崎高等学校	令和4年11月2日、令和5年1月11日
鶴崎工業高等学校	令和4年11月2日、令和5年1月11日
情報科学高等学校	令和4年11月9日、令和4年12月21日
大分東高等学校	令和4年12月15日、令和5年1月11日
由布高等学校	令和4年11月21日
臼杵高等学校	令和4年10月12日、令和4年11月11日
海洋科学高等学校	令和4年10月12日、令和4年11月11日
津久見高等学校	令和4年9月20日、令和4年11月11日
佐伯鶴城高等学校	令和4年11月9日
佐伯豊南高等学校	令和4年11月10日
三重総合高等学校	令和4年12月2日、令和5年1月26日
竹田高等学校	令和4年10月18日、令和5年1月12日
久住高原農業高等学校	令和4年10月12日、令和4年11月7日
玖珠美山高等学校	令和4年9月29日、令和4年11月7日
日田高等学校	令和4年10月6日、令和4年11月7日
日田三隈高等学校	令和4年10月6日
日田林工高等学校	令和4年10月7日
中津南高等学校	令和4年10月19日、令和4年12月16日
中津東高等学校	令和4年12月14日、令和5年1月19日

中津北高等学校	令和4年10月19日、令和4年12月16日
宇佐高等学校	令和4年10月14日、令和4年11月14日
宇佐産業科学高等学校	令和4年9月21日、令和4年10月25日
安心院高等学校	令和4年10月17日
盲学校	令和4年11月25日
聾学校	令和4年11月29日
さくらの杜高等支援学校	令和4年12月22日、令和5年1月17日
日出支援学校	令和4年10月4日
宇佐支援学校	令和4年10月14日、令和4年11月14日
中津支援学校	令和4年10月20日、令和4年12月1日
由布支援学校	令和4年11月21日
別府支援学校	令和4年12月20日、令和5年1月24日
南石垣支援学校	令和4年12月13日
新生支援学校	令和4年12月6日
大分支援学校	令和4年12月15日、令和5年1月11日
臼杵支援学校	令和5年1月6日
佐伯支援学校	令和4年11月8日
竹田支援学校	令和4年10月18日、令和5年1月12日
日田支援学校	令和4年10月7日
大分豊府中学校	令和4年10月27日、令和4年12月15日
(警察本部)	
警察学校	令和4年11月8日、令和4年12月20日
大分中央警察署	令和4年12月1日、令和5年1月17日
大分東警察署	令和4年12月2日
大分南警察署	令和4年11月11日、令和4年12月20日
別府警察署	令和4年12月13日
杵築日出警察署	令和4年12月22日
国東警察署	令和4年11月15日
豊後高田警察署	令和4年10月21日、令和4年12月1日
宇佐警察署	令和4年9月30日、令和4年10月31日
中津警察署	令和4年10月25日
玖珠警察署	令和4年9月29日
日田警察署	令和4年9月27日
竹田警察署	令和4年10月17日、令和4年11月7日
豊後大野警察署	令和5年1月6日、令和5年1月26日
佐伯警察署	令和4年11月18日、令和5年1月20日
臼杵津久見警察署	令和4年12月9日、令和5年1月20日

### 第3 監査意見

#### 1 定期監査の重点項目

令和4年度の定期監査では「補助金の額の確定手続」と「県有財産の使用許可及び貸付事務」を重点項目として実施した。

「補助金の額の確定手続」では、おおむね適正な事務手続が行われていたが、収入を補助対象経費から控除していない事例、補助対象経費の算定誤りの事例等が見受けられた。

「県有財産の使用許可及び貸付事務」では、取扱要領に計算方法が明示されていない事例、規則や要領等の理解が不十分といった事例等が見受けられた。

## 2 財務に関する事務の執行

重点項目以外では、現金出納事務について過去に監査で指摘を受けた事項が改善されていなかった事例、要綱要領等の解釈の誤りや必要な手続を認識していなかった事例等が確認された。

## 3 まとめ

今年度の監査では、全体として財務事務を執行する上で、職員の知識や経験不足とそれを補うべき組織的な対応の不十分さが原因による事務処理の誤りが目立った。

職員の知識や経験不足については、手順書やマニュアルなどで業務を可視化し、更新を適宜行うことにより業務の適正化を確保することが必要である。

また、人事異動時に新任職員など後任者への引継書として活用することで、適正な会計処理につなげていくことが考えられる。

さらに、ある所属で発生したリスクは、同様の事務を行う他の所属でも生じる可能性があることから、事務を所掌する主管課は当該リスクに関する情報を共有するとともに、リスクの発生を未然に防止する措置を講じることが必要である。

最後に、現場の工夫で業務の経済性や効率性、有効性を考慮した業務遂行に努めるとともに、先進事例があれば、部局横断的に実施することにより、県庁全体の組織的対応の向上を期待する。